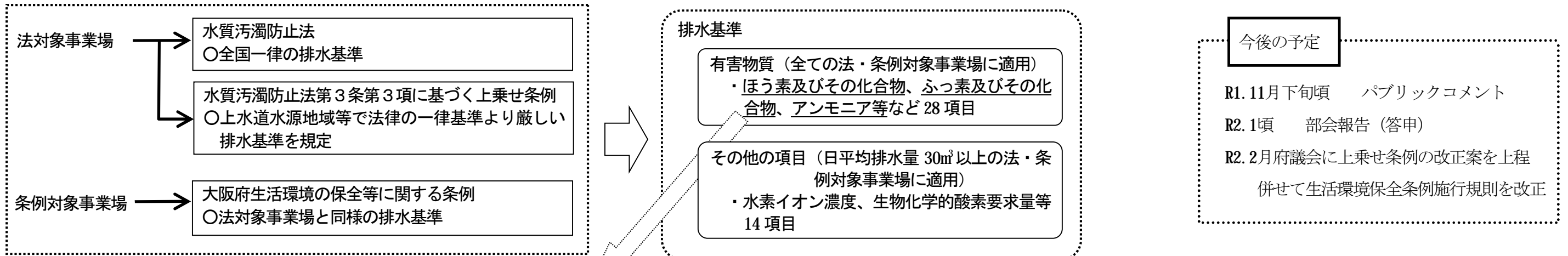


# ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて



**ほう素等3項目に係る法及び条例に基づく排水基準**

項目	排水基準		環境基準
	法対象事業場	条例対象事業場	
	水質汚濁防止法 ⇒上乗せ条例	生活環境 保全条例	
ほう素及びその化合物	海域以外に排出されるもの	上水道水源地域 10mg/L ⇒ 1mg/L その他の地域 10mg/L	1mg/L (海域には適用しない)
	海域に排出されるもの	230mg/L ⇒ 10mg/L	
	海域以外に排出されるもの	上水道水源地域 8ng/L ⇒ 0.8ng/L その他の地域 8ng/L	
ふっ素及びその化合物	8ng/L		
海域に排出されるもの	15ng/L		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	上水道水源地域	100mg/L ⇒ 10mg/L	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として 10mg/L
	その他の地域	100mg/L	

**ほう素等3項目に係る条例における経過措置**

○ 直ちに排水基準を達成することが技術的に困難な業種について、暫定排水基準を設定している。

項目	上乗せ条例	生活環境保全条例
ほう素及びその化合物	上水道水源地域	(設定なし)
	その他の地域	ほうろう鉄器製造業等 3 業種
	海域	電気めっき業等 7 業種
ふっ素及びその化合物	上水道水源地域	旅館業
	その他の地域	ほうろう鉄器製造業等 2 業種
	海域	電気めっき業等 2 業種
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	上水道水源地域	畜産農業等 3 業種
	その他の地域	(設定なし) 畜産農業等 6 業種

○適用期限 令和2年3月31日

## ほう素等3項目に係る経過措置の見直しの経過

ほう素等3項目は、平成13年7月に水質汚濁防止法に基づく排水基準が設定されたが、排水基準を達成することが著しく困難な業種に対し、経過措置として暫定排水基準を設定。これを踏まえ、府の上乗せ条例、生活環境保全条例に基づく排水基準の経過措置を設定。

